

## 証券投資信託の信託終了に係る手続きのお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「スーパーグロース小型株オープン」につきまして、信託約款の規定に基づき、平成29年2月7日をもって信託を終了（繰上償還）する手続きを行いますのでお知らせいたします。

弊社は、スーパーグロース小型株マザーファンドの運用に関してエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より運用投資助言を受けております。弊社が所属するBNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループでは、企業統治やリスク管理などの観点から運用体制の見直しを行っております。これを受けて、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社と弊社との間の投資顧問契約を終了することになりました。当ファンドの継続運用も検討しましたが、同様なボトムアップリサーチ（個別直接面談調査）を基本とした運用を継続することが困難になりました。

弊社といたしましては、このような状況を十分検討した結果、当ファンドを繰上償還し、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが、受益者の皆さまの利益にとって最善であると判断したものです。

この信託終了に異議のある受益者の方は、平成28年10月31日から平成28年12月7日までの間に、当ファンドの委託者である当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間内に異議を述べた受益者の方の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成28年10月31日現在の受益権の総口数の2分の1を超えないときは、予定通り平成29年2月7日をもって信託を終了します。

この場合、異議を述べた受益者の方は、当社を通じて受託会社に対し、平成28年12月9日から平成28年12月28日までの間に、自己の有する受益権を公正な価額で当該受益権に係る投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

平成28年10月31日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
BNPパリバインベストメント・パートナーズ株式会社